



滋賀保再生 第 232 号
令和 2 年(2020 年)6 月 1 日

滋賀県環境審議会 会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事 三日月 大造

琵琶湖保全再生施策に関する計画の改定について（諮問）

琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成 27 年法律第 75 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 3 月に琵琶湖保全再生施策に関する計画（以下「計画」という。）を策定し、琵琶湖の保全及び再生に向けて施策を推進してきたところですが、令和 2 年度末をもって計画期間が満了します。これに伴い、今年度に現行計画の評価を踏まえ、計画の改定を行うこととしています。

つきましては、計画の改定に当たり、貴審議会の意見を伺います。



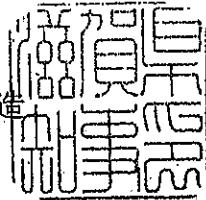
滋 環 政 第 836 号

令和元年(2019年)11月18日

滋賀県環境審議会

会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県環境学習の推進に関する条例に基づく
第三次滋賀県環境学習推進計画の改定について（諮問）

滋賀県環境学習の推進に関する条例に基づく第三次滋賀県環境学習推進計画は、計画期間を平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）までの5年間としています。

当該計画策定後の環境を取り巻く社会情勢の変化や環境学習の状況を踏まえ、令和3年度（2021年度）以降の滋賀県環境学習推進計画は、いかにあるべきか、貴審議会の意見を求めます。